

(様式第 1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年6月22日  
照会部署名 南関東ブロック本部サービス推進G  
マニュアルインストラクター グループ長 榎本 雅孝  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED] (百瀬 渡)

業務実施部署の長の確認	宮下 好美
-------------	-------

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 0000-000	本部受付番号 No. 2011-293
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

厚生年金保険法第 75 条と障害初診日について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険法 75 条 18 条、31 条  
通知 昭 31. 4. 19 保文発 2903

(内容)

被保険者の確認請求により、2年を超える期間についての被保険者期間が認められる可能性がある。この被保険者は事後重症の障害基礎年金を受給しており、障害基礎年金の初診日の納付記録は国民年金期間であり免除となっているが、確認請求によると初診日が厚生年金の被保険者期間に該当する。

厚生年金被保険者期間が2年以上遡及し、初診日が厚生年金保険被保険者期間に該当する場合、以下の考えでよろしいかご教示願います。

初診日において厚生年金保険被保険者となるため、障害厚生年金の納付要件を確認することになるが、2年以上遡及した期間については「未納」として取扱うこととなるため、直近1年の納付要件は使えず「3分の2要件」をもって判断することとなる。3分の2要件を満たしていれば障害厚生年金の受給権が発生し、事後重症であるが請求行為は障害基礎年金請求時に行われているため、障害厚生年金の認定日についても障害基礎年金の認定日と同日とする。3分の2要件を満たさない場合には

障害厚生年金は不支給となる。

また、不支給となった場合、従来は国民年金免除期間であったものが厚年期間となったことにより、上記と同じく納付要件を満たさなくなるため、障害基礎年金についても不支給となり返納となる。

(本部回答)

ブロック本部見解のとおり。

回答日 平成23年7月15日

回答部署名 年金給付部 給付指導グループ

回答作成者 (一般職) 松村 訓明

連絡先

メールアドレス

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

笠井

(回答提供先)

○					○
機構LAN掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	HP掲載